

令和3年 第3回 新郷村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 : 令和3年3月10日（火）午後1：30～2：00

2. 場 所 : 役場 2階 会議室

3. 出席委員 (7人)

職名	番号	氏名
会長	10	日向 將行
委員	3	下村 勇一郎
委員	5	荻沢 功
委員	6	橋端 哲美
職務代理	7	谷地村 久人
委員	8	佐藤 哲
委員	9	佐藤 久美子

4. 欠席委員 (3人) 1番田守和人 2番長井 進 4番工藤 勉

5. 会議書記 事務局主事 服部 炎

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 諸般の報告について

日程第3 議案第4号 令和3年度農作業標準賃金改定並び農地の賃借料情報について

日程第4 議案第5号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

日程第5 議案第6号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

(令和3年 第3回総会)

議長	会議に入る前に、新郷村農業委員会憲章の唱和を行います。 唱和の音頭を、7番谷地村久人君にお願いします。
	(新郷村農業委員会憲章の唱和)
議長	本日の出席委員数は9名で、定足数に達しておりますので、これより令和3年第3回新郷村農業委員会総会を開会いたします。 日程第1、議事録署名委員の指名についてを議題とします。 議事録署名委員は、議長指名と言うことでご異議ありませんか。
	(異議なし)
議長	異議なしと認めます。 それでは議事録署名委員には3番下村勇一郎君 並びに5番荻沢功君を指名いたします。
議長	次に日程第2、諸般の報告をします。 諸般の報告については、配布のとおりであります、事務局より報告事項の朗読と説明を求めます。
事務局	朗読と説明
議長	次に日程第3、議案第4号令和3年度農作業標準賃金改定並びに農地の賃借料情報についてを議題といたします。 事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	2ページをお開き下さい。 日程第3、議案第4号、令和3年度農作業標準賃金の改定並びに農地の賃借料情報の提供についてご説明します。 令和3年度農作業標準賃金を別紙のとおり改定したいので審議を求めるものです。 また、令和3年度農地賃借料情報について、別紙により情報提供することに農業委員会の承認を求めるものです。 去る、令和3年2月25日に五戸町役場に於いて五戸町、新郷村の両農業委員会長、会長職務代理、事務局長、担当者が五戸地区の標準賃金改定について協議した結果であります。 農作業標準賃金は青森県最低賃金が3円引き上げになりましたが、昨年度に引き上げしておりますので、同額の6,400円としております。 また、それ以外の農業作業料金については、果樹のせん定が近隣町村に合わせまして、600円の引き上げで9,600円としました。田植えの機械植えですが、近隣町村に合わせて100円引き上げて7,000円としました。 さらに、昨年度と変更になっているものとしては、いままでは掲載しておりませんが協議の結果、ブームスプレーヤーを入れております。

	<p>また、農地賃料の平均額は、田ですが昨年39件の申請があり10a当りの平均は5,000円となっており、7,000円の下落となっています。</p> <p>畠ですが16件申請があり10a当り平均は7,000円で1,700円の下落となっております。牧草地ですが2件の申請があり、10a当たり1,500円となっており1,000円の下落となっております。</p> <p>3ページから4ページに標準賃金表、及び農地賃料情報を添付しておりますので、参考にしてください。今日の総会で決定、承認を頂きましたら3月中には全戸配布、ホームページで公表をする予定です。</p> <p>以上で、議案第4号の説明を終わります。</p>
議長	ただ今の事務局説明について、質疑、意見はございませんか。
	(質疑意見なし)
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第4号を原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。</p>
	(異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第4号は原案のとおり決定しました。</p>
議長	<p>次に日程第4、議案第5号農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可についてを議題といたします。</p> <p>受付番号第6号について審議に付します。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>5ページをお開き下さい。</p> <p>日程第4、議案第5号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について、説明いたします。</p> <p>農地法第3条の規定により、別紙申請書のとおりの申請があったので、審議を求めるものです。</p> <p>今月の農地法第3条の許可申請は、売買が2件、使用貸借の再設定が1件の3件であります。</p> <p>6ページをお開きください。</p> <p>議案第5号、受付番号6号の申請は、譲渡人が以前より他町村に住んでいることで、申請地の維持管理が困難な状態です。今回の譲受人が譲渡人の家を以前に購入したことや農業を営んでいることで両者の意思が一致し申請されたものです。</p> <p>6ページに議案書の写し、7ページに農地法3条1項の調査書、8ページに許可申請書の写し、9ページに位置図を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>また、7ページの農地法第3条1項の調査書記載のとおり、各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上、受付番号第6号の説明を終わります。</p>

議長	ただ今の事務局説明について、質疑、意見はございませんか。
	(質疑意見なし)
議長	質疑意見なしと認めます。 これより、採決いたします。 議案第5号、受付番号6号を原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。
	異議なし
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第5号、受付番号6号は原案のとおり決定しました。 引き続き、議案第5号、受付番号7号の審議に付します。 事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	10ページをお開きください。 議案第5号、受付番号7号の申請は、譲渡人が長い間、他町村に住んでいる事で申請地の管理が困難な状況にあり、農地を手放したいと考えていたところ、譲受人が農業経営規模拡大を考えていたことで申請されたものです。 また、申請地は譲受人の農地の周辺にあることから支障は無いと思われます。 10ページに議案書の写し、11ページに農地法3条1項の調査書、12ページに許可申請書の写し、13ページに位置図を添付しておりますので参考にしてください。 また、11ページの農地法第3条1項の調査書記載のとおり、各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。 以上、受付番号第7号の説明を終わります。
議長	ただ今の事務局説明について、質疑、意見はございませんか。
	(質疑意見なし)
議長	質疑意見なしと認めます。 これより、採決いたします。 議案第5号、受付番号7号を原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。
	(異議なし)
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第5号、受付番号7号は原案のとおり決定しました。 引き続き、議案第5号、受付番号8号の審議に付します。 事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	4ページを開きください。 議案第5号、受付番号8号の申請は、譲渡人が引き続き農業者年金を受給のため、使用貸借権の再設定であります。設定期間は10年です。14から15ページに議案書の写し、16ページに農地法3条1項の調査書、17から18ページに許可申請書の写し、19ページに使用貸借契約書の写し、20ページに位置図を添付しておりますので参考にしてください。 また、16ページの農地法第3条1項の調査書記載のとおり、各号には該当しないた

	め許可要件のすべてを満たしていると考えます。 以上、受付番号第8号の説明を終わります。
議長	ただ今の事務局説明について、質疑、意見はございませんか。
	(質疑意見なし)
議長	質疑意見なしと認めます。 これより、採決いたします。 議案第5号、受付番号8号は原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。
	(異議なし)
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第5号、受付番号8号は原案のとおり決定しました。
議長	次に、日程第5、議案第6号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。 整理番号3の10号、受付番号10号について審議に付します。 事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	21ページを開きください。 日程第5、議案第6号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について説明いたします。 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により別紙のとおり農用地利用集積計画の決定について意見を求めるものです。 整理番号3の10号、受付番号10号は令和2年2月25日付けで新郷村長から農地利用集積計画の決定について意見を求められているものです。 今回の案件は、26ページの農用地利用集積計画のとおり、利用権を設定するものから受け手が決定している場合は、一括方式で県の配分計画認可手続きが不要になります。その結果、公告して権利移動します。 農地の所在、地目、面積、利用権を設定する者、受ける者の住所、氏名、経営面積等について、22ページの議案書記載のとおりであります。 また、設定期間は5年で農地中間管理機構による使用貸借権の設定であります。 また、申請された理由は、所有者が村外に住んでいることで、自ら耕作が困難な状況にあるため借出されるものです。また、借受け後は畠として利用することです。 今回の借受け人は、農業規模拡大を望んでいることから、両者の意思が一致したため申請されたものであり、周辺農地への支障は無いと思われます。 23ページは、新郷村長からの協議文書、24ページは農用地利用集積計画公告一覧表の写し、25ページは青森農林業支援センターから村長への農地の借り入れの協議文書の写し、26ページに農用地利用集積計画書の写し、27ページに位置図を添付しておりますので参考にしてください。 以上、整理番号3の10号の説明を終わります。
議長	ただいまの事務局説明について、質疑、意見はございませんか。

	(質疑意見なし)
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第6号、整理番号3の10号を原案のとおり、承認することにご異議ありませんか。</p>
	(異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第6号、整理番号3の10号は原案のとおり承認することとしました。</p> <p>次に、整理番号3の11号について審議に付します。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>28ページをお開き下さい。</p> <p>整理番号3の11号、受付番号11号は令和2年2月25日付けで新郷村長から農地利用集積計画の決定について意見を求められているものです。</p> <p>今回の案件も、32ページの農用地利用集積計画のとおり、利用権を設定するものから受け手が決定している場合は、一括方式で県の配分計画認可手続きが不要になります。</p> <p>その結果、公告して権利移動します。</p> <p>農地の所在、地目、面積、利用権を設定する者、受ける者の住所、氏名、経営面積等について、28ページの議案書記載のとおりであります。</p> <p>また、設定期間は10年で農地中間管理機構による使用貸借権の設定であります。</p> <p>申請された理由は、所有者の労働力不足により、自ら耕作が困難な状況にあるため借り出されるものです。また、借受け後は畠として利用することです。</p> <p>今回の借受け人は、以前より農地を借受けしている経緯もあり、農業規模拡大を考えていたことから申請されたもので、周辺農地への支障は無いものと思われます。</p> <p>29ページは、新郷村長からの協議文書、30ページは農用地利用集積計画公告一覧表の写し、31ページは青森農林業支援センターから村長への農地の借り入れの協議文書の写し32ページに農用地利用集積計画書の写し、33・34ページに位置図を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>以上、整理番号3の11号の説明を終わります。</p>
議長	ただいまの事務局説明について、質疑、意見はございませんか。
	(質疑意見なし)
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第6号、整理番号3の11号を原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。</p>
	(異議なし)
議長	異議なしと認めます。

	<p>よって、整理番号3の11号は原案のとおり決定しました。</p> <p>次に、整理番号3の12号について審議に付します。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>35ページをお開き下さい。</p> <p>整理番号3の12号、受付番号12号は令和3年2月25日付けで新郷村長から農地利用集積計画の決定について意見を求められているものです。</p> <p>今回の案件も、39ページの農用地利用集積計画のとおり、利用権を設定するものから受け手が決定している場合は、一括方式で県の配分計画認可手続きが不要になります。</p> <p>その結果、公告して権利移動します。</p> <p>農地の所在、地目、面積、利用権を設定する者、受ける者の住所、氏名、経営面積等について、35ページの議案書記載のとおりであります。</p> <p>また、設定期間は10年で農地中間管理機構による使用貸借権の設定であります。</p> <p>申請された理由は、今回の借受け人が以前より申請農地を耕作していた経緯があることから申請されたものです。借受け後は畑として利用することから、周辺農地への支障は無いものと思われます。</p> <p>36ページは、新郷村長からの協議文書、37ページは農用地利用集積計画公告一覧表の写し、38ページは青森農林業支援センターから村長への農地の借り入れの協議文書の写し、39ページに農用地利用集積計画書の写し、40ページに位置図を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>以上、整理番号3の12号の説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいまの事務局説明について、質疑、意見はございませんか。</p> <p>(質疑意見なし)</p>
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第6号、整理番号3の12号を原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、整理番号3の12号は原案のとおり決定しました。</p> <p>次に、整理番号3の13号について審議に付します。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>41ページをお開き下さい</p> <p>整理番号3の13号、受付番号13号は令和3年2月25日付けで新郷村長から農地利用集積計画の決定について意見を求められているものです。</p> <p>今回の案件も、45ページの農用地利用集積計画のとおり、利用権を設定するものから受け手が決定している場合は、一括方式で県の配分計画認可手続きが不要になります。</p>

	<p>す。</p> <p>その結果、公告して権利移動します。</p> <p>農地の所在、地目、面積、利用権を設定する者、受ける者の住所、氏名、経営面積等について、41ページの議案書記載のとおりであります。</p> <p>また、設定期間は10年で農地中間管理機構による使用貸借権の設定であります。</p> <p>申請された理由は、所有者が遠方に住んでいることで、自ら耕作が困難な状況にあるため借出されるものです。また、借受け後は田と牧草地として利用することです。</p> <p>今回の借受け人は、申請地付近に所有農地を耕作していることや、農業規模拡大を望んでいることから、両者の意思が一致したため申請されたものであり、作業効率等を考慮すると、周辺農地への支障は無いと思われます。</p> <p>42ページは、新郷村長からの協議文書、43ページは農用地利用集積計画公告一覧表の写し、44ページは青森農林業支援センターから村長への農地の借り入れの協議文書の写し、45ページに農用地利用集積計画書の写し、46ページに位置図を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>以上、整理番号3の13号の説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいまの事務局説明について、質疑、意見はございませんか。</p> <p>(質疑意見なし)</p>
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第6号、整理番号3の13号を原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。</p>
	(異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、整理番号3の13号は原案のとおり決定しました。</p> <p>次に、整理番号3の14号について審議に付します。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>47ページをお開き下さい。</p> <p>整理番号3の14号、受付番号14号は令和3年2月25日付けで新郷村長から農用地利用集積計画の決定について意見を求められているものです。</p> <p>今回の案件も、51ページの農用地利用集積計画のとおり、利用権を設定するものから受け手が決定している場合は、一括方式で県の配分計画認可手続きが不要になります。</p> <p>その結果、公告して権利移動します。</p> <p>農地の所在、地目、面積、利用権を設定する者、受ける者の住所、氏名、経営面積等について、47ページの議案書記載のとおりであります。</p> <p>また、設定期間は10年で農地中間管理機構による使用貸借権の設定であります。</p> <p>申請された理由は、所有者が遠方に住んでいることで、自ら耕作が困難な状況にある</p>

	<p>ため借出されるものです。また、借受け後は田として利用することです。</p> <p>今回の借受け人は、農業規模拡大を望んでいることから、両者の意思が一致したため申請されたものであり、周辺農地への支障は無いと思われます。</p> <p>48ページは、新郷村長からの協議文書、49ページは農用地利用集積計画公告一覧表の写し、50ページは青森農林業支援センターから村長への農地の借り入れの協議文書の写し、51ページに農用地利用集積計画書の写し、52ページに位置図を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>以上、整理番号3の14号の説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいまの事務局説明について、質疑、意見はございませんか。</p> <p>(質疑意見なし)</p>
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第6号、整理番号3の14号を原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。</p>
	(異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、整理番号3の14号は原案のとおり決定しました。</p> <p>次に、整理番号3の15号及び3の16号について審議に付します。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>53ページをお開き下さい。</p> <p>次の案件、整理番号3の15号及び3の16号は設定する者と受ける者が同じなので一括で説明いたします。</p> <p>今回の利用権を設定する者、出し手は後継者に経営を譲り農業者年金を受給しておりますが合意解約をして申請しております。</p> <p>整理番号3の15号、受付番号15号は令和3年2月25日付けで新郷村長から農地利用集積計画の決定について意見を求められているものです。</p> <p>今回の案件も、57ページの農用地利用集積計画のとおり、利用権を設定するものから受け手が決定している場合は、一括方式で県の配分計画認可手続きが不要になります。その結果、公告して権利移動します。</p> <p>農地の所在、地目、面積、利用権を設定する者、受ける者の住所、氏名、経営面積等について、53ページの議案書記載のとおりであります。</p> <p>また、設定期間は10年で農地中間管理機構による使用貸借権の設定であります。</p> <p>申請された理由は、所有者の労働力不足により、自ら耕作が困難な状況にあるため借り出されるものであり、借受け後は田として利用することです。</p> <p>今回の借受け人は、申請地を以前から耕作している経緯があることで申請されたものであり、周辺農地への支障は無いと思われます。</p> <p>54ページは、新郷村長からの協議文書、55ページは農用地利用集積計画公告一覧</p>

	<p>表の写し、56ページは青森農林業支援センターから村長への農地の借り入れの協議文書の写し、57ページに農用地利用集積計画書の写し、58ページに位置図を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>以上、整理番号3の15号の説明を終わります。</p> <p>引き続き、整理番号3の16号の説明をいたします。</p> <p>59ページをお開き下さい。</p> <p>令和3年2月25日付けで新郷村長から農地利用集積計画の決定について意見を求められているものです。</p> <p>今回の案件も、63ページの農用地利用集積計画のとおり、利用権を設定するものから受け手が決定している場合は、一括方式で県の配分計画認可手続きが不要になります。その結果、公告して権利移動します。</p> <p>受付番号16号の農地の所在、地目、面積、利用権を設定する者、受ける者の住所、氏名、経営面積等について、59ページの議案書記載のとおりであります。</p> <p>また、設定期間は10年で農地中間管理機構による使用貸借権の設定であります。</p> <p>申請された理由は、所有者の労働力不足により、自ら耕作が困難な状況にあるため借り出されるものであり、借受け後は畠として利用することです。</p> <p>今回の借受け人は、申請地を以前から耕作している経緯があることで申請されたものであり、周辺農地への支障は無いと思われます。</p> <p>60ページは、新郷村長からの協議文書、61ページは農用地利用集積計画公告一覧表の写し、62ページに青森農林業支援センターから村長への農地の借り入れの協議文書の写し、63ページに利用集積計画書の写し、64ページに位置図を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>以上、整理番号3の16号、受付番号16号の説明を終わります。</p>
議長	ただいまの事務局説明について、質疑、意見はございませんか。
	(質疑意見なし)
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第6号、整理番号3の15号及び3の16号を原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。</p>
	(異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、整理番号3の15号及び3の16号は原案のとおり決定しました。</p> <p>次に、整理番号3の17号について審議に付します。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>65ページをお開き下さい。</p> <p>整理番号3の17号、受付番号17号について説明いたします。</p> <p>令和3年2月25日付けで新郷村長から農地利用集積計画の決定について意見を求</p>

	<p>められているものです。</p> <p>受付番号 17 号の農地の所在、地目、面積、利用権を設定する者、受ける者の住所、氏名、経営面積等について、65 ページの議案書記載のとおりであります。</p> <p>また、設定期間は 10 年で農地中間管理機構による使用貸借権の設定であります。</p> <p>申請された理由は、所有者は農業経験が少ないとおり、自ら耕作及び維持管理が困難な状況にあるため借り出されるものであり、借受け後は畠として利用することです。</p> <p>今回の借受け人は、申請付近を以前から借受けている経緯があることで申請されたものであり、作業効率等を考慮すると、周辺農地への支障は無いと思われます。</p> <p>66 ページは、新郷村長からの協議文書 67 ページは農用地利用集積計画公告一覧表の写し、68 ページに青森農林業支援センターから村長への農地の借り入れの協議文書の写し、69 ページに利用集積計画書の写し、70 ページに位置図を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>以上、整理番号 3 の 17 号、受付番号 17 号の説明を終わります。</p>
議長	ただいまの事務局説明について、質疑、意見はございませんか。
	(質疑意見なし)
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第 6 号、整理番号 3 の 17 号を原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。</p>
	異議なし
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、整理番号 3 の 17 号は原案のとおり決定しました。</p> <p>次に、整理番号 3 の 18 号について審議に付します。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>71 ページを開きください。</p> <p>整理番号 3 の 18 号、受付番号 18 号について説明します。</p> <p>令和 3 年 2 月 25 日付けで新郷村長から農地利用集積計画の決定について意見を求めるものです。</p> <p>受付番号 18 号の農地の所在、地目、面積、利用権を設定する者、受ける者の住所、氏名、経営面積等について、71 ページの議案書記載のとおりであります。</p> <p>また、設定期間は 10 年で農地中間管理機構による使用貸借権の設定であります。</p> <p>申請された理由は、所有者の高齢及び労働力不足により、自ら耕作が困難な状況にあるため借り出されるものであり、借受け後は畠として利用することです。</p> <p>今回の借受け人は、申請地を以前から耕作している経緯があることで申請されたものであり、周辺農地への支障は無いと思われます。</p> <p>72 ページは、新郷村長からの協議文書、73 ページは農用地利用集積計画公告一覧</p>

	表の写し、74ページは青森農林業支援センターから村長への農地の借り入れの協議文書の写し、75ページに利用集積計画書の写し、76ページに位置図を添付しておりますので参考にしてください。 以上、整理番号3の18号、受付番号18号の説明を終わります。
議長	ただいまの事務局説明について、質疑、意見はございませんか。
	(質疑意見なし)
議長	質疑意見なしと認めます。 これより、採決いたします。 議案第6号、整理番号3の18号を原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。
	(異議なし)
議長	異議なしと認めます。 よって、整理番号3の18号は原案のとおり決定しました。 次に、整理番号3の19号について審議に付します。 事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	77ページを開きください。 整理番号3の19号、受付番号19号について説明します。 令和3年2月25日付けで新郷村長から農地利用集積計画の決定について意見を求められているものです。 受付番号19号の農地の所在、地目、面積、利用権を設定する者、受ける者の住所、氏名、経営面積等について、77ページの議案書記載のとおりであります。 また、設定期間は5年で農地中間管理機構による使用貸借権の設定であります。 申請された理由は、所有者の高齢及び労働力不足により、自ら耕作が困難な状況にあるため借り出されるものであり、借受け後は畠として利用することです。 今回の借受け人は、申請地を以前から耕作している経緯があることで申請されたものであり、周辺農地への支障は無いと思われます。 78ページは、新郷村長からの協議文書、79ページは農用地利用集積計画公告一覧表の写し、80ページは青森農林業支援センターから村長への農地の借り入れの協議文書の写し、81ページに利用集積計画書の写し、82ページに位置図を添付しておりますので参考にしてください。 以上、整理番号3の19号、受付番号19号の説明を終わります。
議長	ただいまの事務局説明について、質疑、意見はございませんか。
	(質疑意見なし)
議長	質疑意見なしと認めます。 これより、採決いたします。 整理番号3の19号を原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。
	(異議なし)

議長	異議なしと認めます。 よって、整理番号3の19号は原案のとおり決定しました。 以上で、本日の議案の審議はすべて終了しました。 これをもって、令和3年第3回新郷村農業委員会総会を閉会いたします。
----	---

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためにここに署名する。

令和 3年 3月 10日

議長 日向 將行

署名者 下村 勇一郎

署名者 萩沢 功